

平成 25 年度 第 2 回練馬区行政評価委員会 要点記録

日 時	平成 25 年 9 月 9 日 (月) : 午後 6 時 30 分 ~ 午後 8 時 30 分	
場 所	区役所本庁舎 5 階庁議室	
出席者	(委員) 委員長 廣野 良吉 副委員長 谷口 敏彦 副委員長 石田 洋子 委員 相澤 愛 市川 庄司 柴田 信之 萩野 うたみ 馬場 さやか 廣田 政一 吉田 美穂子 (敬称略)	(事務局) 経営改革担当課長 田邊 経営改革担当係長 斧田 経営改革担当係 遠藤
欠席者	委員 田中 博 (敬称略)	
(次第) 1 開会 2 案件 (1) 事務事業評価の第三者評価の結果について (専門部会) (2) 施策評価結果の妥当性の評価について (案) (3) 事務事業評価の第三者評価の結果について 3 次回の開催について 4 その他 5 閉会		

委員長 では、これから第 2 回行政評価委員会を開催したいと思います。

まず、議事案件ですけれども、案件 1 が専門部会の開催であり、本日の専門部会では、事務事業評価の第三者評価について専門部会としての結論を出してもらうこととなります。

では事務局を交えて、おおむね 1 時間程度、7 時半ごろまで検討をお願いしたいということです。よろしくお願いします。

事務局 それでは、専門部会に入る前に、今お配りしている資料の説明をさせていただきます。

まず、第 2 回練馬区行政評価委員会次第ということで 1 枚ございます。

その下に置いてございます資料 1。こちらが、全体会の資料になっています。

今のところお配りしているのは、資料 1 という、何枚かとじ込んでいるものだけです。

資料 2、資料 3 につきましては、専門部会の結果を受けて、その後、作成して、今日中に追ってまた配付いたします。

それと、専門部会の次第がついてございまして、そちらに、専門部会資料 1、専門部会資料 2、専門部会資料 3 という 3 枚ものがついてございます。

それでは、まず最初に、専門部会の資料の説明をいたします。専門部会資料 1 というも

のがございまして、こちらは各事務事業の指標、評点の一覧になってございます。

第三者評価のときに、後ろにホワイトボードに載せて記載してあったかと思いますが、そちらを事務事業ごとに整理して記載したものでございます。

続きまして、専門部会資料2というものがございまして。こちらは既にメールでもお送りしたところですが、委員の皆さんの当日書かれたコメント・改善点につきまして、事務局が整理させていただき、それについて追加・修正があればということでお諮りしたところ、今、赤字等で記載されているご意見があったものです。

これにつきましては、この後も専門部会で、どういう形で整理していくのか、ご議論いただけたらと思います。

あと、専門部会資料3でございまして。さきに専門部会の開催日程について調整させていただいたところですが、なかなか開催できる日が限られてございまして、今、こちらを事務局案としてお出ししてございますが、この日ぐらいしか設定できないということで、全てまとめて案としてお出ししてございます。こちらについては、後ほど専門部会で議論していただけたらと思います。

専門部会でお話し合いいただきます事項ですが、先ほど委員長からもございましたとおり、事務事業評価の第三者評価について、専門部会として結論を出していただくということをお願いいたします。時間にしまして1時間程度。7時半をめどにお話し合いをいただけたらと思います。

評点につきまして、先日の専門部会で、おおよそ決定いただいたところですが、コメント・改善点については、まだ部会としての整理をいただいております。

先ほども事務局からお示したまとめでよろしいのかどうか、追加がないかどうかを議論していただけたらと思います。

この内容につきましては、来年5月に発行される予定である提言に記載していく内容となっていくものでございますので、その点をお含みおきの上、お考えいただけたらと思っております。

事務局からは以上でございまして。

委員長 ありがとうございます。

では早速、専門部会がそれぞれ分かれて議論をしていただくということで、よろしくお願いします。部会長にはまとめをお願いいたします。

(専門部会開催)

委員長 専門部会、ご苦労さまでした。

次に、案件2として、施策評価結果の妥当性の評価について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、案件の2番目、施策評価結果の妥当性の評価について(案)につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料1をごらんください。

まず、評価対象施策ですが、これは5月30日の段階で、既に選定が終わっておりまして、第1専門部会が12施策、第2専門部会が12施策、合計24が選定されております。

1枚おめくりいただきますと、別紙1ということをつけてございます。こちらが対象の施策になってございます。

もう1枚めくっていただきますと、別紙2がついていまして、これはA3横とじのものになってございます。

選定していただいた施策が、区の計画の体系の中でどの部分に位置しているのかを示したものになってございます。番号のところがグレーになっているものが、今回選定されている施策です。こちらはお目通しください。

それでは、また先頭に戻りまして、今度は、2番目の評価方法についてです。

評価の項目については、施策を達成する手段、これは事務事業のことを指してございまして、それが適正かどうか。成果指標、評価ということで、成果や効率性・要因分析・総合評価について評価をいただく。改革・改善案、こちらにも評価をいただくということで、合計4項目の評価を行っていただきたいと考えております。

(2) 評価ということで、からまで「妥当性が非常に高い」から「妥当性が低い」ということで5段階評価、こちらは事務事業評価と全く同じ評価の区分になってございます。

(3) 評価の流れについてです。

この後事務局から、今週あるいは来週中に、各委員さんのもとに以下の書類を送付いたします。

対象となっている施策評価表。それと、その施策評価にぶら下がっている事務事業の評価表。それと、ウとしまして「施策・事務事業の体系図」ということで、こちらは別紙3でつけてございます。A3の横打ちになってございます。

こちらは、既に5月30日に一度お示ししたものでございます。このような形で、各施策ごとに、事務事業はどういう形でぶら下がっているのかという体系図を、今、所管で作成している最中でございます。こちらもお送りするような形で考えてございます。

表面に戻っていただきますと、「施策評価表検討シートA」というものと、「検討シートB」というものがございます。

似たようなものですが、別紙4をごらんください。

こちらを見ていただきますと、(暫定評価・質問・意見)ということが括弧して書いてございますが、こちらは、第三者評価を行う前に、事前を書いていただくペーパーになってございます。事前にお送りする書類をもとに、暫定的に何段階に当たるのか、そういうものを事前を書いていただく。あるいは、お配りしている評価表の中で、質問、あるいはご意見があった場合には、それも事前を書いていただく。そのための帳表になってございます。

中身を見ていきますと、先ほどの評価していただく視点、その項目が細かく書いてございます。それに応じて質問や意見を出していただくような形になってございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙5になります。こちらは、上にシートBとありまして、(評価・コメント・改善点)と書いてございます。

項目自体はほとんど変わらないのですが、こちらのシートで、実際に第三者評価を行った際に、最終的な評価を書いていただく、あるいは、コメント・改善点を書いていただく、そのためのシートになってございます。

それでは、1枚目をおめくりいただきまして、これらの書類につきまして、いつお送りするかということで、先ほどお示ししました体系図については9月20日まで。現在も所管

でつくっておりますので、1週間遅れてしまうのですが、9月20日までにお送りします。その他については、今週の金曜日、13日までにお送りします。

それでは、次に評価の流れですが、先ほど申しました暫定評価・質問・意見の作成ということで、これは各委員さんでやっていただく作業になってございます。

施策ごとに評価の日にちが、この後に決まってくるのですが、その10日前までに作成をお願いしたいと考えてございます。

先ほど検討シートAということで、暫定評価・質問・意見というものをご覧いただいたかと思うのですが、まず最初に、お送りした書類をもとに、暫定的に5段階評価をつけていただきます。

それと、評価表を見ていただきまして、いろいろな質問点・意見等が出てくるかと思えます。そうしたものについてご記入いただけたらと考えてございます。

これを事前に出していただく意図といたしますのが、実際に、第三者評価をやる時間が、40分程度しか1施策にございません。そういうことで、その場で、なかなか質問を出しても、所管で十分に用意ができていなかったり等が考えられますので、事前に質問等を所管課に伝えておく、そのことによつて的確な返事、説明が出てくるのではないかと考えてございます。

どういうものを書けばいいのかということでは、初めての委員さんにとってはわかりづらいものかと思ひまして、今お配りしている資料1の一番最後のペーパーを、参考ということでつけてございます。

一番最後のペーパーに、表題はついてございませんが、これは、前回、平成23年度のときに、同じような形で事前に質問・意見、そういうものを書いていただきまして、それを事務局でまとめたものです。

こういう形で質問・意見を出していただきまして、事務局で内容に応じてまとめさせていただいて、事前に所管課に提出しまして、勉強して準備しておいていただく。所管課によっては、この質問の内容、疑問点等に対して、事前に追加の資料を用意してくる所管もございませう。こういう形で使っていくものだとお考えください。

先頭に戻りまして、暫定評価等の説明がありまして、その作成、検討シートAにつきましても、10日前までに事務局にメールでお送りください。

裏面に移りまして、今度は としまして、先ほど説明したような内容が書いてございます。

いただいた質問や意見については事務局でまとめて、先ほど申しました参考の部分のような形で、各委員さんに送付いたします。大体、施策の評価の7日前。3日間くらいいただきます。7日前にお送りしたいと考えてございます。

が、第三者評価の開催ということで、10月から11月の平日の夜間に、専門部会を4回開催し、各会3施策の評価を行うということで、これで3×4=12施策を行っていくことになります。

施策ごとの第三評価の流れは、別紙6ということで、後ろから2枚目をあけていただきますと、第三評価の流れということで書いてございます。これが1施策のパターンになっています。

まず、説明ということで10分間、区の管理職から委員に説明いたします。この際には、

先ほど申しましたように、質問・意見等を中心に説明していくという形になってございます。

続きまして、質疑応答ということで20分間の時間をとってございます。その際に、事前にいただいた質問、あるいは追加での質問をやっていただくということになります。

その質疑応答を経まして、委員の方たちに暫定でつけていただいている5、4、3、2、1が変更するのかどうかをご検討ください。その場で変更していただいても結構です。

最後は検討シートの集約ということで、事務局がその検討シートを回収しまして、取り急ぎ点数を集約いたしまして、部会長から講評いただきながら、その評価を発表していただくということになります。

おおよそ、この35分、40分間ぐらいで1施策が終わりまして、1日に3施策ですから、2時間ぐらいかかってしまうと、そういう流れになってございます。

1枚目の裏面にまた戻りまして、そのような形で出していただきまして、コメント・改善点という欄がございますが、それにつきましては、その場でというわけではなく、施策ごとに、評価後7日間、1週間後に、事務局に記入して送っていただけたらと考えてございます。

事務局としましては、送っていただきましたコメント・改善点を総括表という形でまとめさせていただいて、施策ごとに評価後10日をめどに各委員さんにお送りするというを考えてございます。

各委員さんとのやりとり等も含めまして、一定期間、間をあけていただいて、最終的には12月の専門部会、12月中旬ぐらいになるかと思いますが、総括表を部会として決定していただくというを考えてございます。

以上が、施策評価の流れになってございます。

委員長 ご説明ありがとうございました。

では、皆さん方から何かご質問があったら、お願いします。

委員 こういうのでよく出てくるのは、別の評価委員会でも同じような形式をとっているのですけれども、最初は書面評価。要するに、書類だけを見て、それで評価。2回目は面接評価で、ヒアリングを受けて、それで再評価する。

だから、AとBだと非常にわかりづらいという感じがします。

委員長 だから、Aというのは、今、委員がおっしゃったような書面評価ですよ。それから、Bというのは会合の中で決めていくという、そういうことですね。

事務局 ニュアンス的なものとして、評価Aというのは質問・意見。こちらに長く書いていただく欄がありますが、こちらはあくまでも質問・意見であって、評価そのものの内容を書いていただく分ではないのです。

暫定評価と、それと、まだ評価に至っていない部分の質問・意見を書いていただくのはシートAになります。

委員長 ここに、「暫定評価」と書いてあります。暫定評価ですから、評価です。

事務局 その部分については、評価です。

委員長 混乱がないようにしてください。

ほかにありますか。

私の方から、一つ。これは23年度でも問題があったけれども、事務事業の第三者評価も、

施策の評価も同じですが、各専門部会でやっていただくのは、最終的な総括表の原案をつくることです。

実際には、行政評価委員会で最終決定するわけですから、「総括表の決定」と書いてあるけれども、「統括表の原案の決定」です。そこに「原案」というのをちゃんと入れてください。だから、専門部会で原案をまずつくってもらって、その原案について最終的に行政評価委員会で決定するということになっていきますので、そういうことでお願いいたします。

ほかに、何かありますでしょうか。

なければ、今日の第3の案件で、事務事業評価の第三者評価の結果についてということで、それぞれ部会ごとに原案の総括をよろしくお願いします。

では、第1専門部会からお願いします。

事務局 事務局ですが、今、評価表自体を打ちかえているところでごさいますて、申しわけないのですが、もう少しお時間をいただきたくお願いいたします。

委員長 ああ、そうですか。

事務局 暫時休憩ということで、ちょっとお時間をいただいてよろしいでしょうか。

今、先ほどご議論いただいたものを整理したものが、もう間もなく来ますので、もうしばらく。

委員長 そうということで、お願いします。

(休憩)

委員長 では、今ここで、皆さん方のお手元に、それぞれ各部会のまとまったものが出てまいりましたので、第1専門部会からお願いします。

部会長 評価結果表が配られたと思いますけれども、見ていただいたとおりでございます。

全体として言えることは、成果指標については少し厳しい評価になっております。成果指標に何をとりかという問題と、それから、もう一つは目標値について、なかなかわかりにくいというか、納得性が得られないということです。

そういったことをコメントに書いてございますが、まず集会所の維持管理ということでございますけれども、利用件数とか、利用者数とか、稼働率、そういったことについて検討されてはどうかと思います。

現在は満足度ということを指標としておられますけれども、もう少し、サークルの代表者ではなくて、幅広い人を対象にしてはどうですかということです。これは2のところでは。

あと、総合評価は大体、「概ね妥当」ということですし、委託化の方向についても、既の実施しておりますので、「妥当性が高い」というふうになっていきます。事業の方向性についても認めております。

それから、商店街の活性化についてですが、目標が固定されているものから、入ってくる区民が毎年下がっているのに、目標を超えているという形になっていて、納得が得られるものになっていないということでございました。商店街振興ということですので、そういった事業に来る人のリピーター率とか、そんなことはできないですかということです。

総合評価も少し甘いということでございます。繰り返しになりますけれども、年々減少していることについての分析が非常に甘いという感じであります。

委託化の方向について、「協働事業に分類し、商店街、あるいは組合と協働することについて検討すること」に文章を訂正させていただきたいと思っております。

防災事業ですが、総体的には「概ね妥当」ということだと思っております。

次のページでございますけれども、開発および相隣調整で、いわば紛争です。建物を建てたときの、近隣といろいろと紛争が起こるということで、成果指標について、納得できる指標ではない、説得力が弱いということです。区の事業の努力、いろんな紛争調停や処理をやっているわけですから、そういった努力がわかるような指標を採用してはどうかということで、厳しい評価になっております。

委託化ということについては、紛争ということですので、委託化とかにはなじまず「非該当」とすることは妥当だということになっております。

大泉学園の再開発ですけれども、概ね順調に進んでいるということでございますけれども、成果指標がわかりにくいということがございました。指標を数値化しているのですが、これは、よく説明を受けないとわかりにくいということです。

みどりバスですが、これも成果指標について随分と意見が出ました。バスの年間利用者数とすることについては、妥当というよりは、しょうがないかなということでございます。ただ、目標の設定にあたっては納得性が得られるものにすることが必要ということでございます。それから、バスの委託の方向性と協働の可能性についてですけれども、民間バス会社は、バスの運行に関するノウハウを持っているということから、事業者との協働事業とすることを検討されて、いろんなノウハウを活用する、あるいは、責任を少し持ってもらう、そういうことを考えてはどうですかということでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。どうでしょうか。

それぞれ、第1部会の議論に基づいて先に議論するか、それとも、第2部会もやってもらった後に、一緒に議論するか。

では先に第2部会にやってもらいます。

部会長 では、第2部会も説明させていただきます。

非常に第1部会と似ておりまして、成果指標のところ、いろいろと厳しい点数をつけております。

最初の、高齢者福祉施設助成事務ですけれども、これも助成の件数で書いてあって、それをとらざるを得ないというご担当者の方の意見もよくわかります。ただ、どの程度サービスが向上したか、区民側からそれを図るために適切な指標となっていません。これは1件当たりの総数が大きく異なるために、必ずしも、合計数を出してもその意味がないというご説明はいただいたのですが、件数で、もともと毎年100%に行くような結果になってしまっても、指標としての意味がよくわからないので、どれぐらいの人がサービスを利用できているのかというような指標にしてほしいと考えます。「概ね妥当」とはしておりますが、難しいかもしれないけれども、これぐらいを見せていただかないと、区民側からは理解しにくいということで書かせていただいております。

あとは「概ね妥当」という評価が多いです。次の自立支援給付事務等につきましても、

いろいろと工夫していただいていることは理解いたしました。ただ、協働・委託化のところで、いろいろな可能性を検討していただけるのではないかという評価をしております。

ここは成果指標には工夫をしていただいて、客観性が高いものを上げていただいております。ただ、今のシートだと、目標の設定理由のところ、なかなか細かく書き込むことができないので、なぜその数値が目標値になっているかというのは、説明を聞くとわかるのですが、あるいは追加でいただいた附属資料を見るとわかるのですが、そのシートを見ただけではわかりにくいところがありました。

認証保育所事務につきましては、こちら最初にご説明したのと同様で、受審数、要は第三者評価の受審を受けたところの率をもって目標値とされているのですが、受審したことだけではなくて、どんなふうに質が向上したかを区民としては知りたいところです。そのあたり、まだまだ指標にするのは難しいというご意見ではありましたが、受審率ですとか受審件数とか、そういうものだけを成果指標とするのではなくて、質の向上面、サービスがどのように変化したか成果を示すような指標としていただきたいと思います。

よって、総合評価についても、サービスがどうなったから総合評価がこのようにされていることは妥当であるという、もう少し、評価の質を上げて評価結果から学びを得るためには成果指標そのものを工夫していただく必要があるというような評価結果になっております。

裏側に行きまして、学校応援団。こちらは指標が厳しくなっております。

そもそも何が目標かということで、子どものいろいろと複合的な事業が対象となっており、学校応援団だけではなくて開放なども入っているために、もともとの目標は子どもの居場所づくりとするとしたら、成果目標が、活用した子供の人数だけではなくて、利用した地域の方たちの人数も入っているため膨大な数になってしまっています。子どものニーズに対応しているかどうかをちゃんと反映したような成果指標にしていただかないと、この事業の成果は見えにくいということで、2という厳しい評価をさせていただいております。

その他、委託化協働事業の方向性等については、「妥当である」というような評価をしております。

給食につきまして、これもなかなか難しい事業であることはわかったのですが、研修・講習会へ参加することが義務である中で、その研修へ参加している人数が97%とか98%であることをもって、非常に成果が達成されているというような成果指標となっております。そうではなくて、その研修を受けて、実際に担当されている職員の方の技能の向上があったのかどうかということについて指標とすべきではないかということです。こちら区側の方とかなり議論したのですが、なかなかかみ合わず、私どもの評価は2とさせていただいております。

さらに、ここでも協働の議論がいろいろとありました。地場の練馬大根とか、そういったものを活用されるのであれば、食育についても「協働はなし」としてしまわずに、協働の可能性がいろいろとあるのではないかというようなことも書かせていただきました。

次に、電算システム運用事務というのは、これは本当に奥の方で、電算システムとかか

わっていらっしゃる事業です。でも、それを区民はいろいろと活用するわけですが、なかなか区民との接点が見えない評価になっています。もちろん奥の方で電算システムを運用していらっしゃるので、そこは難しいところではあると思います。ただ、目標値が、オンライン停止時間ゼロ時間というのが成果指標だったのですが、それは当然のこととして、そうではなくて、事業目的の向上を目指すような指標を設定してほしいということを書かせていただいております。

成果指標の話ですとか、協働の問題、委託化の問題等々で議論したのは、恐らく第1部会と同じようなことだったかと思うというのが一つです。もっと施策まで全体を見ながら案件選定をすればいいのかもしれませんが、そこまで議論せずに案件名だけで対象案件を選びました。どこまでが事業の括りかわからずに「題名からすると、ここまでカバーしているはずなので、ここまで成果指標を見るべきではないか」という考えで評価しており、我々もかなり厳しい評価になってしまっているところもあるかとは思っています。その案件だけで、成果目標だけを見るのが難しいとすれば、では活動目標だけでいいかということ、どっちへ向かってやっていたらいいのかというのは見ていただきたいし、成果目標まで見ないと学びはないと思います。また、評価の目標は、必ずしも100%を毎年出すことだけが目標ではなくて、学んでいくことが評価の目標だと思います。一方、事務事業評価をされた方たちには、なるべく100%に近い成果を出すのだという成果指標の設定のされ方をされて、そして、既存の物からなるべく使いたいというお気持ちがあるようです。評価には、学びを得るための、そして区民側の理解を得るための成果指標の決め方というご理解が必要だと思います。

ただし、評価から有益な学びをえるための阻害要因としては、事業の括りがすごく細かくなっているところはあるかなと、それは課題として思いました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。両方の部会長からお話がありましたので、これについて、皆様方のご質問なりコメントも必要なのですが、その前に、23年度のときも問題になっていることですので、ぜひ2点だけ最初に指摘させてもらいたいと思います。

第1点は、今まさに、一番最後に第2部会の部会長からお話があったとおり、事業の括りがものすごく小さくなっているので、ある事業の成果指標を見るときに、ほかの事業との関係で見なくてはいけないという問題が出てきます。

そういう意味では、事業の括りが非常に狭くなっている中で、その中での評価だったということを我々として認識しておきたいと思います。もし事業の括りが違ってくれば、また評価も違ってくるかもしれないという点が第1の問題です。

第2の問題は、第1部会と第2部会が、それぞれご自分の経験に基づく基準に従って大いに議論した結果の評価ということですので、第1部会と第2部会間で何らかの調整が必要かどうかという点です。必要かどうかを皆様方で考えていただいて、これからの質問なりコメントをしていただければと思います。

それでは、どなたからでも結構です。

委員 第2部会ですけれども、2-1の方向性のところで、「妥当性が高い」5番が1、「妥当性が非常に高い」1、「高い」が1、「概ね妥当」が3という中で、部会の総合評価を4とつけた。

5人いるうち、3人の方が「概ね妥当」ということで、どちらかというところ、まあまあだということ、その中であえて妥当性が高いという評点をつけた理由を教えてください。

部会長 鋭いご指摘をありがとうございます。

これは、足して平均点をとりました。平均点をとると3.6点だったので、四捨五入して4ということにいたしました。

もともとは「概ね妥当」ということで書いておりましたが、自分たちの書いたコメント等も改めて見て、「概ね妥当」であり、内容的には国の施策に左右されるところから、方向性としては、必ずしも、3の「概ね妥当」に引っ張られるのではなく、5番もあるということで、平均点を見ましょう。3.6、では四捨五入して4。全体のコメントとしても、そんなに齟齬はないのではないかと結論になっております。

委員 わかりました。私も5番が1人いるから、そうではないのかと思いました。

委員長 どうもありがとうございました。

ほかに何かありますか。

委員 この評点一覧というのは、公開の対象になるのでしょうか。

事務局 これは親会である行政評価委員会の資料として、資料2の扱いで出ますので、親会に出した資料というのは全て出しますから、公開されます。

委員長 ほかにいかがですか。

事務局 表の一番上の5から1までですけれども、8月31日と9月1日にやったときには、この4番は「妥当性は高い」になっていまして、2番も「妥当性はやや低い」、5番は「妥当性が非常に高い」と、助詞が違っておりましたので、今回は「が」に統一しておりますので、ご了承ください。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

事務局 先ほど委員のおっしゃった、資料の公開についてですが、よろしゅうございますか。

委員 はい。先ほど、平均点をとりましたというご説明があって、こちらの部会で平均点をとると、統一感がとれていないところがありましたので、そのあたりは、部会内で検討した結果、理由を持って、これだということの説明できるのであれば、もうそれでよろしいと思いますが、念のために伺いました。

委員長 今の点ですが、ある案件について評価したときに、甘い人は「妥当性が高い」と言うし、辛い人は「概ね妥当」と言うし、評価委員の方によって捉え方が違います。

委員の方各自の考えは、かなり個別には違った評価認識を持っているのかもしれませんが、各部会でもって部会長がそれをまとめていただいたと理解をしています。

事務局にお願いしたいのですが、私たちの次の仕事として、施策と事務事業の第三者評価と両方ありますが、23年度にしたのと同じように一緒にまとめましょうか。

事務局 今のところ、同じように提言の中にまとめて入れさせていただきたいと思いません。

委員長 まとめるときに、内容が同じようなものだったら一つにまとめることができますが、違った提言を個別にだす場合には、数が多くなる心配があるのですが、その点はどう考えますか。

事務局 最終的には、この委員会で取捨選択する、全部載せるか、載せないかをお決めいただくことになろうかと思えます。

分量が多くなってしまっても、私どもとしては、それが必要なことであれば、もちろん反映させますし、委員会のご意見として、もっと整理しようということになれば、それはそれで、私どももそのようにさせていただきます。

委員長 少なくともここにあった重要なコメントは、全部、最終的に入れるという方向で我々はまず考えて、最終的な議論のときにそれについて検討すると、そういう方向でよろしいですね。

事務局 少なくとも、現時点で私ども事務局としては、今日おまとめいただいたこのコメントは、そのまま全部載るものだろうというふうに考えております。

委員 1点よろしいですか。区民への説明の資料の中身で、今回、私どもが評価したものは全部載るのだろうと思えますけれども、事業そのものは膨大なものがありましたよね。その中から、わずかこの12件しか選ばなかった、このところで、区民の納得するような説明はどのようにされているのですか、従前は。

事務局 行政評価委員会において選定していただいたということでご説明して、納得していただいております。

議会からは、なぜこれらの事業を対象としたのかというご質問もいただいたことはございますけれども、今のところ、区民の方から直にそういうご質問をいただいたことはございません。

委員長 今、委員のお話があったとおり、多くの事業の中から非常に少数のものを選んだわけですから、その政策・施策の中で代表性を持っているから選んだという共通の理解をお互いに持ってほしいと考えます。

もう一つは、評価施策・事業の数が多くなると大変だから、その数を限定せざるを得なかったという点です。この二つについて、我々、評価委員の中で考え方を共有してもらわないと困ると思えます。

評価施策・事業の代表性ということと限られた時間の中で徹底的に議論するためには数を限定せざるを得ないということで、区民の方もある程度、合理的なものとして判断してくださいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

では、結果についての取り扱いは、今合意した方向で処理し、次回の会合で正式に決めたいと思っております。

議事案件4の次回開催日について、部会と全体会の開催日程を確認したいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 次回の日程でございますが、事前に各専門部会でお諮りしたところをまとめたものを、今回、資料3としてお渡ししてございます。

施策の第三者評価として、各部会ごとに4日ずつ、その後、12月の1回でまとめをやる、という形になってございます。

施策の第三者評価につきましては、先ほど申し上げましたように1日につき3件、それを4日で12施策、部会でやっていただくということになります。

時間につきましては、いずれも午後6時30分から8時30分ということになってございま

す。

日程等につきましては以上です。

委員長 ありがとうございます。それぞれ調整していただきまして、決定したようでございますから、よろしく申し上げます。

案件の5ですけれども、その他ということで、皆様方から何かありましたらどうぞ。よろしいですか。

では、案件5のその他というのはないということで、本日はこれをもって閉会させていただきます。

どうも、長時間にわたりまして、評価委員および事務局の皆さん、ありがとうございました。

事務局 皆さん、どうもありがとうございました。